

総会

配布：一般

2015年1月21日

第69会期

議事日程議題 68(c)

2014年12月18日に総会で採択された決議

[第三委員会の報告書(A/69/488/Add.3)に基づく]

69/188. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

全ての国家が、人権および基本的自由を促進しそして保護し並びに全ての国家が様々な国際文書の下で約束してきた義務を履行する義務を有していることを再確認し、

2013年12月18日の総会決議 68/183 および 2014年3月28日の人権理事会決議 25/25¹を含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況について、総会、人権委員会および人権理事会が採択した全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの諸決議の実施を成し遂げることを目的とした国際社会の調整された取組を強化する必要性に注意し、

朝鮮民主主義人民共和国における、深刻な人権状況、蔓延している刑事責任の免除の文化および人権侵害に対する説明責任がないことを深く懸念し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会の報告書²を歓迎し、そしてそこに含まれた詳細な調査結果に深刻な懸念を表明し、

¹ 総会公式記録、第69回会期、補遺 No.53 (A/69/53)、第II章を参照。

² A/HRC/25/63.

2014年4月14日の安全保障理事会への事実調査委員会の報告書の伝達に留意し、

人道に対する罪からその住民を保護する朝鮮民主主義人民共和国の責任を想起し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者が、未だ同国を訪問することを許されていないこと、また同報告者が朝鮮民主主義人民共和国当局から何の協力も得ていないことを憂慮しつつ、同報告者の報告書³に留意し、また決議 68/183 に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する事務総長の包括的な報告書⁴にもまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁵、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵、児童の権利に関する条約⁶、および女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁷の当事国であることに注意し、そして四つの条約の下での条約機関の監視に同意していることを想起し、

朝鮮民主主義人民共和国による、障害者の権利に関する条約⁸および児童の売買、児童売春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書⁹の署名に、感謝しつつ留意し、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、同条約および同選択議定書を批准するための措置を迅速に講じることを奨励し、そして同政府に対し、障害者および子どもの権利を十分に尊重することを促し、

第二回普遍的定期的審査過程における朝鮮民主主義人民共和国の参加を承認し、同審査の成果¹⁰に含まれた268の勧告のうち113の朝鮮民主主義人民共和国政府による受諾そしてそれらを実施したまた更なる58の勧告を実施することの可能性を研究するという同国が述べた公約に留意し、そして同国における深刻な人権侵害に対処するために勧告の実施の重要性を強調し、

³ A/69/548.

⁴ A/69/639.

⁵ 決議 2200A (XXI)、添付文書を参照。

⁶ 国際連合、条約集、第 1577 卷、No.27531.

⁷ 前掲書、第 1249 卷、No.20378.

⁸ 前掲書、第 2515 卷、No.44910.

⁹ 前掲書、第 2171 卷、No.27531.

¹⁰ A/HRC/27/10.

同国における健康状態を改善するために朝鮮民主主義人民共和国政府および国際連合児童基金並びに世界保健機関との間で確立した共同作業、並びに児童教育の質を改善するために国際連合児童基金と共に確立した共同作業に感謝しつつ留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における国際連合開発計画の活動の、当面の規模の、再開に関する決定に留意し、そして計画が援助を必要としている人々に利益をもたらすことを確保するための国際社会との朝鮮民主主義人民共和国政府の関与を奨励し、

食料安全保障評価に関する朝鮮民主主義人民共和国政府および世界食糧計画、国際連合児童基金並びに国際連合食糧農業機関との間の協力にもまた留意し、国の、世帯のそして個人の食料安全保障並びに栄養状況における変化を分析することにおけるまたそれによって援助計画の対象を特定することで資金供与者の信頼を維持することにおける、これらの評価の重要性を強調し、同政府および世界食糧計画により署名された基本合意書並びに全ての国際連合機関のための国際的な基準により近い活動条件、アクセスをもたらすことまた取極を監視することを更に改善することの重要性に更に留意し、そして国際的な援助の技術的作業員の活動に感謝の念をもって留意し、

国際的な拉致の問題および全ての拉致された被害者の即刻返還の重要性に更に留意し、2014年5月の朝鮮民主主義人民共和国と日本との間の政府レベルでの協議の成果に留意し、そして全ての日本国民、とりわけ拉致の被害者に関する朝鮮民主主義人民共和国により実施された調査の具体的且つ前向きな結果を期待し、

同国における人権および人道状況の改善に貢献し得る、南北朝鮮間対話の重要性に留意し、

2014年2月の国境を越えた離散家族の再会の再開を歓迎し、そして、このことが全ての朝鮮人民の緊急の人道的懸念であるということを考えれば、大規模かつ定期的な更なる再開のために必要な取極が、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および朝鮮離散家族の構成員によりなされることを期待し、

1. 2013年3月21日の人権理事会決議22/13¹¹で同理事会により設立された朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会が、人道に対する罪に相当する可能性があるとして述べたものを含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権の長期にわたるまた現在進行中の組織的で広範なそして深刻な人権侵害、およびそのような違反に対する継続している刑事責任の免除を非難する。

2. 次のことについて総会の非常に深刻な懸念を表明する。

(a) 以下のような、調査委員会報告書²において同委員会が行った詳細な調査結果を含む、人権侵害が継続している報告が続いていること。

(i) 非人間的な勾留条件、レイプ、公開処刑、裁判外や恣意的な勾留、公正な裁判の保証や独立した司法を含む適法手続や法の支配がないこと、裁判外の、即決のまた恣意的な処刑、政治的および宗教的理由により死刑を課すこと、三世代まで広がる連帯罰および強制労働の大規模な使用を含む、拷問や他の残酷な、非人間的なまたは品位を落とす取扱若しくは刑罰。

(ii) 大多数の人々がその自由を奪われそして全くひどい条件を受けさせられそして大変な人権侵害が行われている、政治犯キャンプの大規模な制度の存在およびこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国に対し、この慣行を直ちに止めそして無条件且つ遅らせることなく全ての政治犯を解放することを強く促す。

(iii) 住民の強制移送および許可無く同国を出発するまたは出発を試みる者の刑罰を含む、同国内を自由に移動しまた外国に渡航することを望む全ての人、またはその家族に課された制限並びに帰国させられた者の刑罰。

(iv) 抑留、拷問、他の残酷な、非人間的なまたは品位を落とす取扱、性的暴力または死刑の刑罰の結果をもたらしている朝鮮民主主義人民共和国に追放されたかまたは帰国させられた難民や亡命希望者の状況および外国から送還されてきた朝鮮民主主義人民共和国市民に課された制裁、またこれに関連して全ての国家に対し、保護を求める者の人権を保護する目的でノン・ルフールマンの基本原則を尊重し、保護を求める者を人道的見地から取り扱い、そして難民高等弁務官と同事務所への妨害のないアクセスを確保することを強く促し、そして締約国に対し、難民の地位に関する1951年条約¹²およびその1967年議定書¹³の下での自らの義務を、これらの文書が及ぶ朝鮮民主主義人民共和国からの難民に関して、遵守することを今一度促す。

(v) 自らの言論および表現、宗教または信念の自由を行使している、そして直接または自由

¹¹ 総会公式記録、第68回会期、補遺No.53(A/68/53)、第IV章、A節を参照。

¹² 国際連合、条約集、第189巻、No.2545。

¹³ 前掲書、第606巻、No.8791。

に選出した代表を通して、自国の公務の実施に参加する全ての者の権利を行使している、個人およびその家族の迫害、拷問および投獄のような手段により、思想、良心、宗教または信念、言論および表現、平和的集会や結社、プライバシーに関する権利および情報に対する平等なアクセスの自由に関する全てに行き渡る且つ厳格な制限。

(vi) 朝鮮民主主義人民共和国における住民に対して、とりわけ女性、子ども、障害者および高齢者に対して、猛烈な飢餓、栄養不良、広範な健康問題および他の苦難の結果をもたらしてきた経済的、社会的および文化的権利の侵害。

(vii) 女性の人権および基本的自由の侵害、とりわけ女性に同国を出発することを強いそして売春、家庭内強制労働または強制結婚を目的とした人身売買および強制墮胎、政治的、社会的側面におけるものを含む、ジェンダーに基づく差別そして性的およびジェンダーに基づく暴力の他の形態に対する女性の服従に対して、彼女たちを極度に脆弱にする国内条件の創設。

(viii) 子どもの人権および基本的自由の侵害、とりわけ多くの子どもたちのための基本的な経済的、社会的および文化的権利に対する利用権が継続していないこと、そしてこれに関連して、特に帰国させられたまたは送還させられた子ども、ストリート・チルドレン、障害を持つ子ども、両親が勾留されている子ども、勾留下でまたは施設で生活している子どもおよび係争下にある子どもが直面している特に脆弱な状況に留意する。

(ix) 特に集団キャンプや障害者の子どもの数や間隔に関して自由に且つ責任をもって決定する障害者の権利を対象とする強制的な措置の使用における、障害者の人権および基本的自由の侵害。

(x) 経済的及び文化的権利に関する国際規約⁵の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により示された結社の自由に対する権利および団体交渉権、ストライキ権の実際の承認、児童の権利条約⁶の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により示された子どもの経済的搾取および子どもの有害なまたは危険な作業の禁止を含む、労働者の権利の侵害。

(xi) 国家が割り当てた社会階級および出生に基づいて人々を格付ける、そしてまた政治的意見や宗教の考慮を含む、出身成分制度に基づく差別。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する人権理事会の特別報告者の職務権限を是認することまたは特別報告者に対する協力を拡大することに対する朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒絶。

(c) 同国における深刻な人権状況を朝鮮民主主義人民共和国政府が継続して認めないことそ

してその当然の結果として起こるその最初の普遍的定期的審査¹⁴の成果に含まれた勧告を実施する行動をとらないこと。

(d) 調査委員会が人道に対する罪に相当する可能性があるとして述べた侵害を含む、人権侵害に対して責任を有する者を起訴する朝鮮民主主義人民共和国の権限の不足。

3. 大規模且つ国家政策の問題としての、他国からの者を含む、個人の組織的な拉致、帰還の拒否およびその後の強制失踪に総会の非常に重大な懸念を強調し、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、透明なやり方で、拉致被害者の即刻返還の実現を含む、これらの国際的懸念事項を緊急に解決することを求める。

4. 多様な食糧の著しい不足の原因をもたらしている農業生産における構造的弱点および食糧の栽培方法や貿易に関する国家の制限、並びに特に最も脆弱な集団、妊婦、子ども、障害者および高齢者の中に長期にわたる栄養失調が行き渡っていることにより合成された、天災に対する限定された回復力および入手できる食糧並びに食糧へのアクセスにおける制限を引き起こしている政府の政策の故に急速に悪化し得る、同国における不安定な人道状況に総会の非常に深い懸念を表明し、そして、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、これに関連して、必要な場合には国際的な資金供与機関と協力しつつまた人道支援を監視するための国際基準に従って、予防と救済の行動を講じることを促す。

5. 今日までに果たされた活動およびアクセスの拒否にも関わらずその職務権限の実施における特別報告者の継続した努力に対して、彼を称賛する。

6. 調査委員会の活動もまた称賛しそしてその報告書の重要性を認識し、また同委員会が、同国へのアクセスに関するものを含んで、朝鮮民主主義人民共和国当局からの協力を受けていないことを遺憾に思う。

7. 集められた証言および受け取った情報の大部分が、数十年の間国家の最高レベルで確立された政策に従って、人道に対する罪が朝鮮民主主義人民共和国において犯されてきたことを信じる合理的な根拠を提供しているという同委員会の所見を承認する。

¹⁴ A/HRC/13/13.

8. 調査委員会の報告書を安全保障理事会に提出することを決定し、そして安保理に対し、同委員会の関連する結論および勧告を審議した朝鮮民主主義人民共和国における事態の国際刑事裁判所への付託の審議並びに同委員会が人道に対する罪を構成する可能性があるとして述べた行為について最も責任を有すると思われる者に対する効果的な対象を特定した制裁の可能性の審議を含む、説明責任を確保するための適切な行動を取ることを奨励する。

9. 持続的なコミュニケーション、アドボカシーやアウトリーチの活動を含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の監視および証拠書類調べを強化するため、説明責任を確実にするため、一層の支援を特別報告者に提供するため、全ての関係国政府、市民社会および他の利害関係者の関与と能力構築を強化するため、そして朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の可視性を維持するため、朝鮮民主主義人民共和国における現場ベースの組織を設立することに向けて国際連合人権高等弁務官事務所により講じられた措置を歓迎する。

10. 加盟国に対し、高等弁務官事務所の現場ベースの組織が独立して職務を果たすことができ、十分な資源を有しそして何らかの報復または脅威の対象とならないことを確保することを約束することを求める。

11. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、全ての人権および基本的自由を十分に尊重することおよびこれに関連して以下のことを強く促す。

(a) 上記で強調された組織的で広範なそして深刻な人権侵害に、特に、総会、人権委員会および人権理事会の前述された諸決議において定められた措置、普遍的定期的審査の文脈において同理事会によりまた調査委員会、国際連合特別手続並びに条約機関により朝鮮民主主義人民共和国に対して表明された勧告を十分に実施することにより、直ちに終止符を打つこと。

(b) その住民を保護し、刑事責任の免除の問題に対処しそして人権侵害に対して責任を有する者が独立した司法の前で訴追されることを確保すること。

(c) 難民流出の結果につながる根本原因に取り組みそして犠牲者を犯罪者として扱わない一方で、人の密売、取引並びに強要により難民を利用する者を訴追すること。

(d) 朝鮮民主主義人民共和国に追放されたかまたは帰国させられた朝鮮民主主義人民共和国市民が、安全にまた尊厳をもって帰国することができ、人道的に扱われそしていかなる種類の刑罰

の対象とならないことを確保すること、また彼らの地位と待遇についての情報を提供すること。

(e) 朝鮮民主主義人民共和国への十分な、自由なそして妨害のないアクセスを特別報告者に認めることを含む、彼に対する同国の十分な協力を、そして人権状況についての十分なニーズ・アセスメントが行われることができるように他の国際連合人権制度に対する、同国の十分な協力を拡大すること。

(f) 同国における人権状況を改善する目的で、ここ数年高等弁務官により追求されたように、国際連合人権高等弁務官および同事務所と人権の分野における技術的協力活動に関与すること、また、普遍的定期的審査に由来する受諾した勧告を実施するため努力すること。

(g) 国際労働機関との協力に関与すること。

(h) 国際連合人道機関との同国の協力を継続し且つ強化すること。

(i) 人道援助に対する十分な、安全なそして妨害のないアクセスを確保することそして行うことを誓約したように、人道原則に従って必要性に基づく同国のあらゆる部分への公平な提供を確保することを人道機関に許す措置を講じること、また適切な食糧へのアクセスを確保しそして持続可能な農業、堅実な食糧生産量配分措置および食糧部門に対するより多くの資金の割当てを含む、より効果的な食糧安全保障政策を実施すること、そして人道援助の適切な監視を確保すること。

(j) 国際連合国別現地チームと開発機関が、国際的な監視および評価手続に従って、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展の加速を含む、一般住民の生活条件を改善することに直接貢献できるように、彼らとの協力を更に改善すること。

(k) 人権条約機関との対話を可能にする、未批准および未加入の国際人権条約への批准および加入を検討すること。

12. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、遅滞なく調査委員会の勧告を実施することを促す。

13. 調査委員会が勧告を出した、全ての加盟国、総会、人権理事会、高等弁務官事務所、国際連合事務局、市民社会組織、財団および関与した企業並びに他の利害関係者に対し、それらの勧告を実施するかまたは将来採用することを奨励する。

14. 国家および国家集団との人権の対話、高等弁務官事務所との技術的協力および特別報告者の国家訪問を検討するという朝鮮民主主義人民共和国により表明された最近の意向を歓迎する。

15. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、現場での人権状況の具体的な改善を促進する目的で、対話、同国への公式訪問およびより一層の人と人との接触を含む、国際的な対話者と建設的に関与し続けることを求める。

16. 総会の第 70 会期で朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の審議を続けることを決定し、そしてこの目的のために事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する包括的な報告書を提出することを要請し、また特別報告者に対し、彼の調査結果および勧告を報告し続けること並びに、人権理事会決議 25/25¹に沿って、調査委員会の勧告の実施のフォローアップについて報告することを要請する。

第 73 回本会議

2014 年 12 月 18 日